



第 4 章 特定健康診査等の実施



第4章 特定健康診査等の実施

1. 特定健康診査等対象者推計

本計画における、特定健康診査等の対象者推計は以下の表のようになっています。

■特定健康診査等対象者推計

| 年度 | 年齢 | 特定健康診査 | | 特定保健指導 | |
|--------------------|--------|--------|-------|--------|------|
| | | 対象者数 | 受診者数 | 対象者数 | 実施者数 |
| 平成30年度 (2018年度) | 40～64歳 | 1,311 | 684 | 112 | 52 |
| | 65～74歳 | 2,472 | 1,289 | 160 | 74 |
| | 計 | 3,783 | 1,973 | 272 | 126 |
| 平成31年度 (2019年度) | 40～64歳 | 1,171 | 629 | 104 | 51 |
| | 65～74歳 | 2,405 | 1,292 | 160 | 78 |
| | 計 | 3,576 | 1,921 | 264 | 129 |
| 平成32年度 (2020年度) | 40～64歳 | 1,051 | 581 | 95 | 49 |
| | 65～74歳 | 2,312 | 1,278 | 158 | 82 |
| | 計 | 3,363 | 1,859 | 253 | 131 |
| 平成33年度 (2021年度) | 40～64歳 | 941 | 535 | 88 | 48 |
| | 65～74歳 | 2,258 | 1,284 | 159 | 87 |
| | 計 | 3,199 | 1,819 | 247 | 135 |
| 平成34年度 (2022年度) | 40～64歳 | 860 | 502 | 83 | 48 |
| | 65～74歳 | 2,089 | 1,221 | 151 | 86 |
| | 計 | 2,949 | 1,723 | 234 | 134 |
| 平成35年度 (2023年度) | 40～64歳 | 805 | 483 | 79 | 47 |
| | 65～74歳 | 1,849 | 1,109 | 137 | 82 |
| | 計 | 2,654 | 1,592 | 216 | 129 |

単位：人

2. 特定健康診査の実施方法

(1)実施場所と期間

特定健康診査の実施場所と実施期間は、毎年度受診者のニーズに合わせて見直しを行い、町の広報などで周知を図ります。

| 個別健診 | |
|------|----------------------|
| 実施場所 | ○安八郡医師会に加入している保険医療機関 |
| 実施期間 | ○8月～11月 |

(2)実施項目

特定健康診査の健診項目は、生活習慣病などの疾病予防に資するため、以下の内容を健診項目として設定します。

| 健診項目 | |
|----------|--|
| 基本的な健診項目 | <ul style="list-style-type: none"> ○質問項目 ○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）） ○理学的検査（身体診察） ○血圧測定 ○血液化学検査（中性脂肪、HDL-C、LDL-C） ○肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ○血糖検査（HbA1c検査） ○尿検査（尿糖、尿蛋白） |
| 詳細な健診項目 | <ul style="list-style-type: none"> ○眼底検査（実施できないところもあるので、安八郡医師会と協議する） （当該年度の健診結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上の者。又は、空腹時血糖 126mg/dl 以上、HbA1c 6.5%（NGSP 値）以上又は随時血糖 126mg/dl 以上の者） ○心電図検査（収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上の者。又は、問診等において不整脈が疑われる者） ○血清クレアチニン（当該年度の健診結果等において、収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上の者。又は、空腹時血糖 100mg/dl 以上又は HbA1c 5.6%（NGSP 値）以上又は随時血糖 100mg/dl 以上の者） |
| 追加の健診項目 | <ul style="list-style-type: none"> ○心電図検査 ○貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値） ○尿潜血 ○血清クレアチニン ○尿酸 ○血小板 ○白血球 |

(3)外部委託について

特定健康診査は委託により実施します。

| 個別健診 | |
|------|--------|
| 委託先 | 安八郡医師会 |
| 契約形態 | 郡内集合契約 |

(4)周知や案内の方法

特定健康診査の実施については、対象者に受診券も兼ねた「健診票」を健診実施月の前月下旬に送付します。送付の際に、がん検診などその他の健診（検診）の案内も合わせて行い、「健診票」の提示により受診することができるものとします。

また、広報誌による啓発を行うとともに、出前講座等においては、健診等受診勧奨の内容を加えて積極的に周知を図ります。

(5)未受診者への対応

未受診者への対応については、通常の健診月の他に追加の健診実施日を設け、はがきや広報誌、班回覧用チラシなどを通じて受診勧奨を行います。また、未受診が続く被保険者に対しては、状況確認、勧奨を行います。

(6)他の健診データの受領方法について

被保険者が生涯にわたり、自らの特定健康診査・特定保健指導情報を健康づくりに活用し、役立たせるためには保険者による継続したデータの管理が必要です。


他の医療保険者からの異動などを伴う健診・保健指導の結果については、被保険者本人より紙媒体または電子媒体で健診結果の写しを受け取ります。また、人間ドックや事業主健診を受けた場合については、必ず被保険者本人の同意を得たうえで健診結果を受け取ります。

治療中の人で未受診となっている人については、被保険者本人と医療機関の協力を得て健診データを受領できる体制づくりを検討していきます。

3. 特定保健指導対象者の抽出(重点化)方法

(1) 特定保健指導対象者の抽出

特定保健指導対象者の選定と階層化は、特定健康診査の結果に基づいて以下の手順で行います。

| 腹囲 | 追加リスク | ④喫煙歴 | 対象 | |
|---------------------------------------|---|------|--------|--------|
| | ①血糖②脂質③血圧 | | 40～64歳 | 65～74歳 |
| ≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性) | 2つ以上該当 | / | 積極的支援 | 動機づけ支援 |
| | 1つ該当 | あり | | |
| | 該当なし | なし | 情報提供支援 | |
| 上記以外で BMI ≥25 | 3つ該当 | / | 積極的支援 | 動機づけ支援 |
| | 2つ該当 | あり | | |
| | 1つ該当 | なし | 情報提供支援 | |
| | 該当なし | / | | |
| <85 cm (男性) <90 cm (女性) BMI <25 |  | | 情報提供支援 | |

追加リスク

| | 判定基準 |
|-----|---|
| ①血糖 | 空腹時血糖 100mg/dl 以上又はHbA1c 5.6% (NGSP 値) 以上 |
| ②脂質 | 中性脂肪 150mg/dl 以上又はHDL-C 40mg/dl 未満 |
| ③血圧 | 収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上 |

※質問票より、血糖、脂質、血圧の薬剤治療を受けている人を除く。

4. 特定保健指導の実施方法

(1) 情報提供

特定健康診査を受診した人全員に、自らの身体状況を確認するとともに、健康的な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、現状の生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果と併せて基本的な情報提供を行います。

| 具体的な内容 | |
|--------|---------------------------------------|
| | 健診結果の送付時、対象者に合わせた次のようなパンフレットなどを送付します。 |
| | ○健診結果の見方 |
| | ○健康の保持増進に役立つ情報 |

(2) 特定保健指導(動機づけ支援)

動機づけ支援では、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことを目的としています。医師、保健師または管理栄養士が面接し、生活習慣の改善のための行動計画をたて、実施の支援を行い、面接時から6ヶ月経過後に実績評価を行います。また、以下の支援プログラムに加え、保健センターが実施する健康づくりに関する事業や、その他健康づくりに関する関係各課の事業を対象者に紹介し、継続的な生活習慣の改善を目指します。

| 具体的な内容 | |
|---------|---|
| 初回面接 | <p>1人20分以上の個別面接または1グループ（おおむね8名以内）80分以上のグループ面接により、次の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者の生活が及ぼす影響及び生活習慣の改善の必要性の説明 ○生活習慣を改善するメリット及び現在の生活を継続することのデメリットの説明 ○体重・腹囲の測定方法や栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な目安等を具体的に支援 ○対象者の行動目標や評価時期の設定と必要な社会資源等の活用を支援 |
| 6ヶ月後の評価 | <p>個別面接、グループ面接、電話等により、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。</p> |

(3)特定保健指導(積極的支援)

積極的支援では、保健指導の対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に実施することを目的としています。医師、保健師または管理栄養士が面接し、生活習慣の改善のための行動計画をたて、対象者が主体的に取り組むことができるよう継続して支援を行います。また、支援者が計画の進捗状況評価と実績評価を行います。

| 具体的な内容 | |
|--------------------|--|
| 初回面接 | <p>1人20分以上の個別面接または1グループ（おおむね8名以内）80分以上のグループ面接により、次の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と、対象者の生活が及ぼす影響及び生活習慣の改善の必要性の説明 ○生活習慣を改善するメリット及び現在の生活を継続することのデメリットの説明 ○体重・腹囲の測定方法や栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な目安等を具体的に支援 ○対象者の行動目標や評価時期の設定と必要な社会資源等の活用を支援 |
| 3ヶ月以上の継続的な支援及び中間評価 | <p>初回面接後、3ヶ月以上継続的に個別面接、グループ面接、電話等により、次のような支援を行い、3ヶ月経過した時点で取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメントをし、必要に応じて改めて行動目標や計画の設定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初回面接以降の生活習慣の状況を確認します。 ○栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な支援をするとともに、必要に応じて行動維持の推奨を行います。 |
| 6ヶ月後の評価 | <p>個別面接、グループ面接、電話等により、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認します。</p> |

(4)委託の契約形態

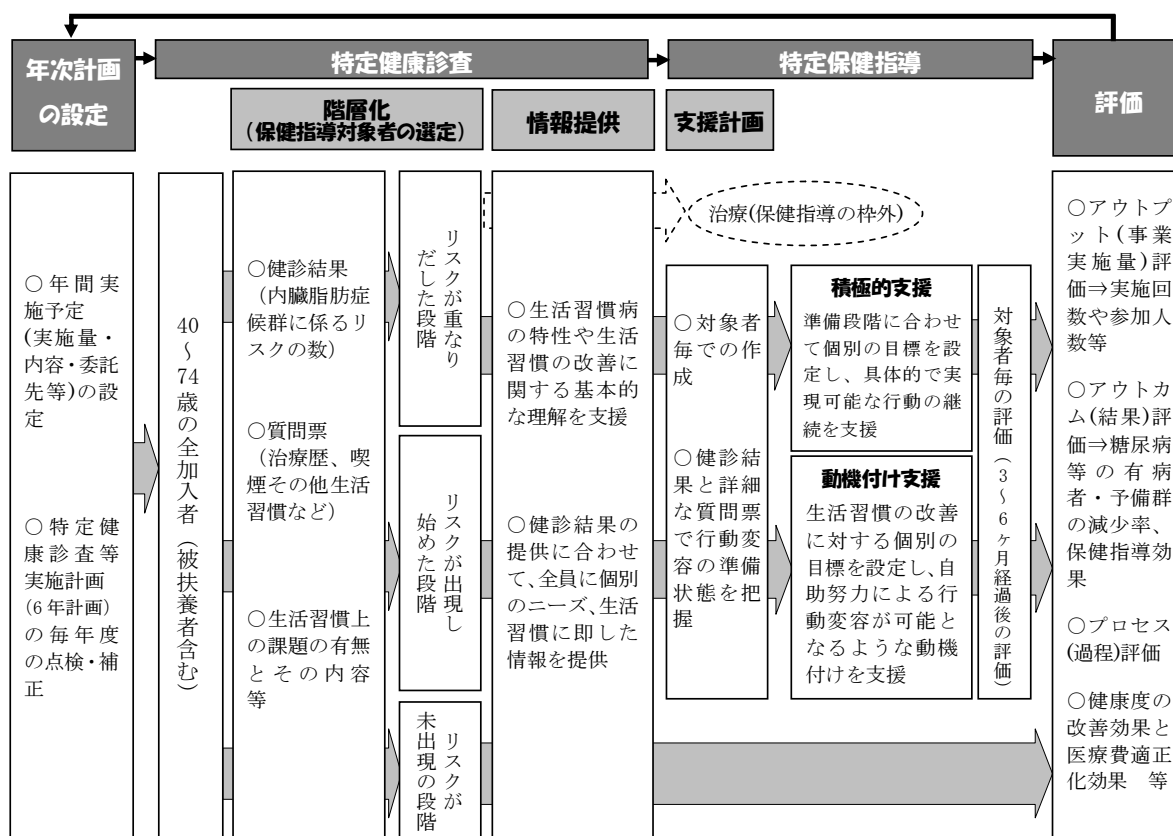
| | 実施主体 | 契約形態 |
|--------|-----------|------|
| 情報提供 | 神戸町保健センター | 直営 |
| 動機づけ支援 | 神戸町保健センター | 直営 |
| 積極的支援 | 神戸町保健センター | 直営 |

5. 実施における年間スケジュール

特定健康診査等の実施は下表の年間スケジュールに基づき実施しますが、より効果的に事業を推進するために、前年度の評価を行いながらスケジュールをたて直します。

| | 特定健康診査 | 特定保健指導 | その他 |
|-----|---------------------|---------------------------|----------------------|
| 4月 | 特定健康診査対象者の抽出 | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | 健診票等の印刷・送付 | | |
| 8月 | 特定健康診査の開始 | | 前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診同時実施 |
| 9月 | 健診データ受け取り | 特定保健指導対象者の抽出 案内等の印刷・送付 | |
| 10月 | 代行機関を通じて 費用決裁の開始 | | |
| 11月 | 特定健康診査の終了 | | |
| 12月 | | 特定保健指導の開始 | |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 4月 | 特定健康診査費用の決裁終了 | | |
| 5月 | 健診データ抽出 | | |
| 6月 | 実施率等の実施実績の算出 | 特定保健指導の終了 | |

■特定健康診査・特定保健指導の流れ



6. 特定健康診査等の委託

(1)委託選定にあたっての考え方

①特定健康診査

安八郡医師会と集合契約を結び、加入している医療機関に委託します。

②特定保健指導

保健センターが中心となって実施していきます。

(2)委託先選定基準と契約方法

厚生労働省令である「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関であるか否かが選定の条件となります。

また、健診実施体制は、若年者の受診率向上に向けた新たな実施体制の対応が必要となります。

7. 個人情報の保護

(1) 個人情報保護の基本的な考え方

特定健康診査等の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸町個人情報保護条例に定める職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底し、個人情報の漏洩防止に細心の注意を図ります。

また、特定健康診査等に従事する職員及び特定健康診査等の委託先（データ管理を含む）については、業務を遂行するために知り得た個人情報を他に漏洩することがないように守秘義務を課します。

(2) 具体的な個人情報の保護

個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、また神戸町個人情報保護条例に則って行います。

特定健康診査等を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理していきます。

守秘義務規定

国民健康保険法（平成20年4月1日施行分）

第120条の2 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行）

第30条 第28条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合はその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第167条 第30条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(3)特定健康診査等の記録の管理及び保存について

特定健康診査等のデータは岐阜県国民健康保険団体連合会に委託して、電子的標準形式により管理保存し、その保存期間は特定健康診査受診後の翌年4月1日から5年間とします。

また、被保険者が他の医療保険者の加入者となった場合は、当該医療保険者の求めに応じて被保険者が提出すべきデータを被保険者に提供します。

外部機関との委託契約に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止などを契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。